

4回
令和8年第 総会
4月

白井市農業委員会会議録

令和8年4月2日 開会

令和8年4月2日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年4月2日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和8年度最適化活動の目標の設定等について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

5月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 4月22日水曜日
- ・事前審査会(案) 4月30日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 5月7日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

毎日、連日雨が続くようで、またこれからも雨模様なので、農作業には大分影響してくると思いますが、皆さん頑張っていたきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和8年4月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は4番、中嶋健次委員、5番、五十嵐玲子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の鈴木です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提

出いたします。

令和8年4月2日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字十余一字捕込附の1筆です。

地目は畑、地積は1,196平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

中村会長 次に、先般行いました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。
増田道恵委員。

増田道恵委員 2番班長、増田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北西へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、適切に管理された状態です。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機2台、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が4人で、うち2人、農業に従事しています。

年間従事日数は250日、現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

技術力については、協力してくれている地元の農家がいることから、問題ないものと判断しました。

また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願ひいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区担当の推進委員の松丸です。

事前審査会については、今、班長さんから報告があったとおりでございますが、義務

者と電話で話すことができましたので、報告させていただきます。

申請の農地ですが、最近まで貸しつけていた農地だということです。

3月に返却されてしまいまして、自宅からも離れていることから、管理はどうしようと思ったということですが、前借主の方からの紹介で、引き続き借りてもらうことができたので、よかったということです。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和8年度最適化活動の目標値の設定等についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和8年度最適化活動の目標の設定等について。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表及び令和8年度の最適化活動の目標の設定等についてを策定したので、提出いたします。

令和8年4月2日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、3ページを御覧ください。

要点を御説明いたします。

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表。

Iとしまして、農業委員会の状況は、令和8年3月31日現在の状況でございます。

次に、4ページを御覧ください。

IIに、最適化活動の実施状況です。

農業委員会の実績及び点検評価結果の1番目、最適化活動の成果目標。

(1) 農地の集積につきましては、②の新規集積面積の目標 40 ヘクタールに対し、③で新規集積面積の実績は、令和7年度でマイナス 1.55 ヘクタール。

②の7年度末の集積面積の目標は、350 ヘクタール、集積率は 33.6%に対し、③の7年度末の集積面積の実績は、308.5 ヘクタール、集積率は 29.7%となり、7年度末の目標に対する進捗状況は、88.4%です。

(2) 遊休農地の発生防止、解消につきましては、②目標で緑区分の遊休農地の解消目標 37.0 ヘクタールに対し。

5ページを御覧ください。

③解消実績面積は 2.0 ヘクタール。目標に対する達成状況は 5.4%です。

(3) 新規参入の促進です。

②新規参入への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標 1.5 ヘクタールに対し、6ページを御覧ください。

③新規参入への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積の実績が 14.8 ヘクタールとなり、目標に対する達成状況は 986.7%です。

次に、2番目、最適化活動の活動目標につきまして、推進委員等が最適化活動を行う日数目標の活動強化月間については、目標どおり活動することができました。

7ページを御覧ください。

(3) 新規参入相談会の参加はできませんでしたが、推進委員等の点検評価結果が目的に対して期待どおりの結果が得られました。

続きまして、8ページを御覧ください。

Ⅲの事務の実施状況でございます。

1、総会の開催実績は 12 回、臨時総会が 0 回。

2、農地法第 3 条に基づく許可事務の処理件数は 28 件。

3、農地転用に関する事務の処理件数は 42 件。

4、違反転用への対応は、違反転用の是正指導、農地パトロールの実施実績などがございます。

令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況については、市のホームページで公開します。

続きまして、9ページを御覧ください。

令和8年度最適化活動の目標の設定等についてです。

こちらが農業委員会の令和8年4月1日現在の状況でございます。

次に、10ページを御覧ください。

1番目、最適化活動の成果目標。

(1) 農地の集積で、①に現状及び課題を記載しております。

②の目標としまして、今年度の新規集積面積は 40 ヘクタールで、こちらは最適化指

針に基づいて、前回の 40 ヘクタールとしておりますので、お願いしたいと思います。

(2) 遊休農地の解消。

こちらは、目標として 37 ヘクタールの目標を掲げております。

それから、昨年度に新規発生した遊休農地の面積が 3.9 ヘクタールでありましたので、この 3.9 ヘクタールを令和 8 年度の遊休農地の解消目標面積にしたいと思います。

次に、11 ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進です。

①は、現状と課題でございます。

②は、目標となっております。

3年間の権利移動の面積の 1 割以上を記入するというので、3年間の平均が 10.5 ヘクタールになりますので、その 1 割として 1.1 ヘクタールを新規参入への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標とさせていただきます。

次に、2 番目、最適化活動の活動目標につきましては、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、1 人当たりの活動日数が、令和 7 年度と同じく、月 8 日は行うようにお願いしたいと思います。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標について、11 月、12 月、1 月の 3 回でお願いしたいと思います。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標となり、こちらは産業振興課で開催いたします。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中 村 会 長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

小林幸子委員 推進委員の小林です。

最適化活動の目標の中で、4 ページ、農業委員会の点検結果という欄で、担い手不足により目標達成が難しいということを記入してありますが、これは本当に農家にとって切実な問題であって、今後この担い手不足を解消していくために、農業委員会としては、どのような考えがあるのでしょうか。

また、どのようなことをしていく予定を取っているのかをお聞きしたいと思います。

大きな問題で、すぐに回答は難しいかと思いますが、先ほどのとおり、梨農家にとって、剪定枝というのは必ず出るものですし、増やしていくためには、もっと増えます。そうした中で、これからお金を取るといふことであつたり、あとは民間的にも肥料が

毎年上がっている状況の中で、続けていこうということが困難ですよ。
なので、担い手が増えていくためには、家計をやっていくのが大丈夫だというふうに
思われなかったら、担い手なんて増えていくはずないと思うのです。
それなので、市のほうで今後お金を取るということをするのであれば、梨を白井市の
特産品として維持していくことが難しいと思うのです。
そういったときに、農業委員会は、やはりそういうのを阻止するために、今後どんな
ふうを考えているのかなというのが疑問に思います。

事務局 事務局和田です。

今おっしゃっていただいた内容は、主に担い手の確保については、産業振興課のほう
と今、連携して行っている地域計画の地図をつくっていく中で、皆さんにも御参加い
ただいたり、アンケートを取ったり、御協力いただいているのですけれども、農地の
集約化を図っていった、その中でまとまった農地を今後どういった担い手にあっせん
して、例えば農業生産法人を呼んだりとか、他市から若者を呼んで新規の担い手をつ
くったりとかというのはあると思うのですけれども。

その中で、さらに今、御意見頂いた梨のせんてい枝処分の有料化については、主に産
業振興課のほうでメインの仕事はされていらっしゃる中で、農業委員会で何かをする
ということはないのですけれども、今ここで農業委員会の委員さんとして、そういう
意見を頂いたので、うちから市の産業振興課のほうに、こういう農業委員さんの声が
ありますと意見を伝えることはできますので、そういった形で、農業委員会と白井市
産業振興課のほうで強力な連携を取らせていただいて、対応はさせていただこうと思
います。

以上です。

小林幸子委員 よろしくお願ひします。

中村会長 よろしいでしょうか。
ほかにございますか。

齊藤和博委員 農業委員の齊藤です。

認定農業者の関係なのですけれども、令和7年度については、認定農業者は88名。
ただ、9ページの目標について、56人ということになっているのですけれども、こ
の辺については、更新しないと、そういう形ですかね。

事務局 こちらについては、産業振興課のほうからリストをもらっているだけなので、減っ
た理由については、わかりません。

齊藤和博委員 聞いてみます。

中村会長 ほかにございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 令
和7年度農業委員会農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和

8年度最適化活動の目標の設定等について、採決を行います。
承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 令和7年度農業委員会農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和8年度最適化活動の目標の設定等について、承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、12ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したのでこれを報告いたします。

令和8年4月2日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。

4、報告協議事項等の(2)その他で、5月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切が4月22日水曜日、事前審査会が4月30日木曜日、担当は第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が、5月7日木曜日午後4時から、本庁舎2階、災害対策室1・2になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案につきましては、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人